

水道局における建設工事等に係る入札・契約制度について

水道局では、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の確保に向け取り組んでいるところですが、更なる向上を図るための取り組みとして次のとおり実施します。

1 最低制限価格について（工事）

最低制限価格の算定方法を公表すると共に見直しを行います。

◇算定式（平成21年10月1日以降に発注・公告の案件より）

表中の計算式を基準に最低制限価格を算定します。

現 行 (～平成21年9月)	変 更 後 (平成21年10月～)
【最低制限価格】 (非公表)	【最低制限価格】 【直接工事費】×90% + 【共通仮設費】×90% + 【現場管理費】×60% + 【一般管理費】×30%

※ これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

2 低入札価格調査制度について（工事）

低入札価格調査制度における調査基準価格・調査最低制限価格についても、最低制限価格と同様に算定方法の公表及び見直しを行います。

◇算定式（平成21年10月1日以降に発注・公告の案件より）

表中の計算式を基準に調査基準価格・調査最低制限価格を算定します。

現 行 (～平成21年9月)	変 更 後 (平成21年10月～)
【調査基準価格】 (非公表)	【調査基準価格】 【直接工事費】×90% + 【共通仮設費】×90% + 【現場管理費】×60% + 【一般管理費】×30%
【調査最低制限価格】 (非公表)	【調査最低制限価格】 【直接工事費】×75% + 【共通仮設費】×75% + 【現場管理費】×60% + 【一般管理費】×30%

※ これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

3 制限付一般競争入札について（工事・コンサル）

公共工事の競争性・透明性を高めるため、制限付一般競争入札の対象案件を拡大します。

◇対象案件の拡大（平成21年10月1日以降に発注・公告の案件より）

現 行 (～平成21年9月)	変 更 後 (平成21年10月～)
【全工事】 おおむね3千万円以上の工事 【電気・管工事】 上記に該当する工事のうち建築一式工事を分離発注した場合における、おおむね5百万円以上の電気・管工事 【コンサル】 おおむね1千万円以上の建設工事に関連する委託業務 【その他】 上記のほか、特に必要と認められる工事	【全工事】 おおむね1千万円以上の工事 【電気・管工事】 上記に該当する工事のうち建築一式工事を分離発注した場合における、おおむね5百万円以上の電気・管工事 【コンサル】 おおむね1千万円以上の建設工事に関連する委託業務 【その他】 上記のほか、特に必要と認められる工事

※ 制限付一般競争入札による入札においては予定価格を事前に公表します。

※ 水道局では、平成21年度より制限付一般競争入札は電子入札システムを利用して実施しています。電子入札システムで入札に参加するためには、電子証明書（ICカード）を取得し、姫路市への利用者登録が必要です。